

第1回多治見市地域密着型サービス運営委員会議事録

日 時：平成29年7月26日（水）

14:25～14:40

場 所：精華地域包括支援センター 2階

出席： 荒木登志枝委員、小栗武仁委員、後藤達彦委員、谷加代子委員、橋本和夫委員、長谷川洋子委員、三原理智委員、山田隆司委員、山中克仁委員
(アイエホ順)

欠席： 小鞠清子委員

事務局

高齢福祉課：杉村課長、加藤リーダー、前田リーダー、早瀬、河地

社会福祉協議会 地域福祉課：澁谷課長

精華地域包括支援センター：森

会長

引き続き、平成29年度 第1回多治見市地域密着型サービス運営委員会を開催します。それでは、地域密着型サービス運営委員会の議題に入ります。議題1について事務局より説明願います。

事務局

議題1 多治見市地域密着型サービス事業所の指定等の状況について

地域密着型として多治見市内において介護事業所がサービスを開始しようとする場合は、多治見市の指定を受けて頂く必要があります。指定の期間は6年間であり、一度指定を受けて頂くと、6年毎の更新の手続きや、事業所を廃止する場合は廃止届を提出頂く必要があります。議題1につきましては、前回の運営委員会以降に届出があった事業所の報告となります。

—資料に基づいて説明—

会長

事務局の説明について、ご質問ございませんか。

委員

休止、廃止になった理由はどんな理由ですか。

事務局

休止の事業所につきましては、利用者が集まらないという理由であり、廃止の事業所は、立地条件と利用者が見合わなくなった為の廃止であり、もう一方の事業所は地域密着型デイサービスから総合事業に切り替えられる為の廃止となります。

会長

議題1については以上です。続いて、議題2について、事務局から願います。

事務局

議題2 地域密着型通所介護の市外利用者について

地域密着型の制度は、基本的には多治見市内の方は市内の事業所しか利用できず、市外の利用が自由にできなくなっております。但し市外のすべての利用を不許可とするのか、一部を許可するのかについては、各自治体の判断に委ねられております。多治見市については、多治見市民が市外の事業所を利用する事は認めてなく、市外の方が多治見市内の事業所を利用する事に関しては、その事業所に空きがあり、市外の方が利用しても市内の方が阻害されない場合は、利用を認めています。

—資料に基づいて説明—

会長

事務局の説明について、ご質問ございませんか。

委員

市外の方の利用が増える事によって多治見市は困らないですか。

事業所は経理的には困らないですが、多治見市には介護保険料は入ってこ

ないですよ。

課長

多治見市としては特に影響はないです。事業所にとっては、空きがあれば、受け入れた方が良いので、市外からの受け入れは許可しています。但し市外の方を受け入れる事で、市内の方が利用できなくなるといけないので、その場合は市外の方にやめて頂くという約束で利用してもらっています。

会長

土岐市の方は土岐市に介護保険料を支払います。多治見市の事業所を利用する場合は、土岐市から直接事業所に給付費が支払される為、特に問題はないということですね。

課長

土岐の方の利用実績は土岐市でカウントされ、その利用料から逆算して土岐市の保険料が算定されています。

委員

岐阜県の場合、各市町村はこれを合意しているわけですね。

課長

市町村によって違いますが、多治見市は事業所（デイサービス）が多い為、空けておくよりも、受け入れが可能であれば、市外利用者の許可をしています。

会長

その他ございませんか。議題2については、以上です。

事務局

次回の日程につきましては、来年2月頃を予定しておりますので、また近くなりましたら、日程調整をさせていただきますのでよろしくお願いします。